

## 1 生活保護とは

憲法第 25 条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定されています。

生活保護法は、この憲法の理念に基づいて、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としています。

## 2 指定介護機関の指定について

- (1) 指定介護機関とは、生活保護法による介護扶助を行うために介護を担当する機関をいい、都道府県知事または政令市・中核市の市長が、事業者に対して、管内の事業所ごとに指定します。
- (2) 平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の規定による指定を受けた事業所は、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設のみならず、全てのサービスにおいて生活保護法の規定による指定がなされたものとみなされます（みなし指定）。
- (3) (2) のみなし指定が不要な場合は、別段の申出を提出する必要があります（介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設は除く）。
- (4) 平成 26 年 6 月 30 日以前に介護保険法の指定を受けている事業所が、平成 26 年 7 月 1 日以降に生活保護法指定介護機関の指定を受ける場合は、指定申請書の提出が必要です（みなし指定とはなりません）。
- (5) 指定基準
  - ①介護保険法の規定による指定又は許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものであること。
  - ②適切に介護サービスを提供できると認められるものであること。
  - ③生活保護法による取消し処分を受けた介護機関にあっては、原則として取消しの日から 5 年以上経過したものであること。

（ただし、生活保護法による指定取消しと同一の事由により介護保険法による指定又は開設の許可が取消された場合であって、当該事由が解消されたとして再度介護保険法による指定又は開設の許可がなされたときは、この限りではない。）
  - ④特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居にかかる利用料が生活保護法による住宅扶助基準で入居できる額であること。
- (6) みなし指定を含む全ての生活保護法指定介護機関は、名称・住所の変更や廃止等、生活保護法施行規則第 14 条に規定されている事項に変更等があった場合は、生活保護法において（介護保険法とは別に）届出の提出が必要です。

### 3 指定介護機関の義務（生活保護法第50条）

- (1) 生活保護法の規定により指定を受けた介護機関は、厚生労働大臣の定めるところ（指定介護機関介護担当規程）により、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければなりません。
- (2) 指定介護機関は、被保護者の介護について、厚生労働大臣・都道府県知事・政令市及び中核市の市長がおこなう指導に従わなければなりません。

### 4 指定介護機関における留意事項

- (1) 介護扶助は、サービスを受ける生活保護受給者の生活保護を実施している福祉事務所から委託されることにより現物給付していただくこととなります。福祉事務所から送付される介護券を確認のうえサービスを行ってください。（受給者番号、有効期間、本人支払額等の確認）
- (2) 介護券からレセプト（介護給付費明細書）へ必要事項の転記を正確に行ってください。
- (3) 介護券については、福祉事務所におけるレセプトの点検が終了するまで（6ヶ月間）保管してください。点検終了後は介護機関において適正な処分をしてください。
- (4) 介護券に本人支払額の記載がある場合は、本人から当該金額を徴収し、残額を介護報酬として大阪府国民健康保険団体連合会（国保連）に請求して下さい。

施設介護の場合の本人支払額の上限について

介護保険被保険者は、（月額 15,000 円）＋（食費 300 円×入所日数）です。

（※第2号みなしの者については、全額介護扶助）

※外泊等で本人支払額の全額が徴収できない場合は、速やかに福祉事務所へ連絡のうえ調整をお願いします。

- (5) 最低限度の生活の保障という生活保護法の観点から、介護保険の対象となる範囲についてのみ給付をおこないます。
- (6) 生活保護法では、被保護者は原則多床室を利用することとなり個室等の利用は認められません。  
※利用を認めるのは、「居住費の利用者負担分が生活保護費で対応しなくても可能な場合」に限定されます。  
（例）・介護保険法における経過措置により、居住費の取扱いが多床室と同様の取扱いとされる場合  
・自治体の単独補助事業等により、居住費の利用者負担分が免除される場合  
・施設が、利用者の収入状況に鑑みて、利用者から居住費の徴収を行わない場合

- (7) 生活保護法による指定を受けると、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下、「中国残留邦人等支援法」という）による指定も受けたこととなります。中国残留邦人等支援法にかかる介護支援給付は生活保護の介護扶助に準じた方法で実施されますが、詳細についてはサービスを受ける支援給付受給者を所管している福祉事務所へご確認ください。

## 5 個別指導の実施

大阪府は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう、福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、指定介護機関個別指導を行っています。被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況（介護扶助に対する理解・報酬請求・特別な居室や療養室等の提供が行われていないか・介護施設入所者基本生活費【生活保護費】の取扱）等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談形式で実施しますので、ご協力をお願いします。

### （参考）【個別指導において見受けられる不備の例】

- （1）介護券に本人支払額の記載がある場合に、本人から当該金額を徴収していない例
- （2）介護保険被保険者で本人支払額が 15,000 円を超える場合に、15,000 円を超えた額を食費に充当していない例。

### 【介護報酬請求の際の留意事項】

- ・介護保険被保険者（第1号被保険者及び第2号被保険者）が施設介護を受ける場合で、本人支払額が記載されている場合は、まず 15,000 円分を施設介護費（食費及び居住費を除く）に充当し、これを超える額を食費に充当して下さい。
- ・介護保険負担限度額認定の申請を行っていない場合は、申請を行うようご助言、ご支援下さい。

6 介護保険制度における食費・居住費についての生活保護制度の対応

○介護保険施設入所者の多床室の費用負担について

居住費 (基準額 約2万5千元)【特養】	施設サービス等に要した費用	食事の提供 (基準額 約4.3万円)
(生活保護受給者) 自己負担額:無し	(生活保護受給者) 自己負担額:一割負担 (上限 15,000円)	(生活保護受給者) 自己負担額:300円/日

注:補足給付(特定入所者介護サービス費)は、食費又は居住費の額が「基準費用額」の範囲内の場合に「基準費用額－負担限度額」の範囲内で給付される。

○被保護者に係る食費及び居住費の負担者

受給者 年齢	サービス種類	サービス種類		費用の負担方法	
		食費・居住費 等の区分	居室の類型	負担限度額	基準費用額と 負担限度額の差
65歳以上 (保険併用)	施設サービス	食費	多床室	介護扶助(生活保護)	介護保険 (特定入所者 介護サービス費)
		居住費	個室等	0円 (原則多床室入所とする。)	
	短期入所 サービス	食費	多床室	利用者	
		滞在費	個室等	0円 利用者	
	通所サービス	食費		全額利用者(補足給付なし)	

受給者 年齢	サービス種類	サービス種類		費用の負担方法	
		食費・居住費 等の区分	居室の類型	負担限度額	基準費用額と 負担限度額の差
40~64歳 (単独)	施設サービス	食費	多床室	介護扶助(生活保護)	介護扶助(生活保護)
		居住費	個室等	0円 (原則多床室入所とする。)	
	短期入所 サービス	食費	多床室	利用者	
		滞在費	個室等	0円 利用者	
	通所サービス	食費		全額利用者	

(※参考)「基準費用額」及び被保護者の「負担限度額」 (日額)

	ユニット型個室		ユニット型個室的多床室		従来型個室		多床室	
	基準 費用額	負担 限度額	基準 費用額	負担 限度額	基準 費用額	負担 限度額	基準 費用額	負担 限度額
食費	1,445円	300円	1,445円	300円	1,445円	300円	1,445円	300円
居住費	2,006円	820円	1,668円	490円	1,668円 ※(1,171円)	490円 ※(320円)	377円 ※(855円)	0円

※( )は介護老人福祉施設、短期入所生活介護(介護予防含む)及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

指定介護機関に関するお問い合わせ先

(大阪府) ※政令市・中核市を除く

◎指定介護機関に関する情報を下記の大阪府ホームページに提供しています。ご留意いただくとともに、お問い合わせいただく前には、ご参照ください。

〔※政令市<大阪市・堺市>・中核市<高槻市・東大阪市・豊中市・枚方市・八尾市・寝屋川市・吹田市>に所在する事業所の指定については各当該市が指定していますので、そちらにお問い合わせください。〕

「大阪府 生活保護法指定介護機関の申請等について」

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shakaiengo/260325kaigositetop/index.html>

※大阪府ホームページ上部の検索バーより「生活保護 介護機関」でご検索ください。

大阪府福祉部地域福祉推進室社会援護課生活保護審査・指導グループ 電話番号 06-6944-6666

(大阪市)

大阪市福祉局生活福祉部保護課医療グループ

電話番号 06 - 6208 - 8021

(堺市)

堺市健康福祉局生活福祉部生活援護管理課

電話番号 072 - 228 - 7412

(高槻市)

高槻市健康福祉部福祉事務所生活福祉総務課

電話番号 072 - 674 - 7177

(東大阪市)

東大阪市生活支援部生活福祉室生活福祉課

電話番号 06 - 4309 - 3226

(豊中市)

豊中市福祉部福祉事務所医療介護係

電話番号 06 - 6842 - 3577

(枚方市)

枚方市健康福祉部福祉事務所生活福祉担当

電話番号 072 - 841 - 1546

(八尾市)

八尾市健康福祉部生活福祉課

電話番号 072 - 924 - 3904

(寝屋川市)

寝屋川市福祉部保護課

電話番号 072 - 824 - 1181

(吹田市)

吹田市福祉部生活福祉室

電話番号 06 - 6384 - 1334